平成２８年（フ）第６号
石川県鳳珠郡能登町字宇出津山分25字39番地
債務者　横地　政直
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２８年（フ）第４４６０号
大阪市生野区林寺２丁目17番16号　アバンサール林寺　202
債務者　北村　竜馬（旧姓宮國）
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４８３号
大阪府八尾市東山本新町１丁目13番10―101号、前住所大阪府八尾市東山本新町１丁目３番８号
債務者　佐藤　清子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６０５号
大阪市港区市岡元町１丁目６番38―508号
債務者　浅野　　仁
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６６８号
大阪市中央区瓦屋町１丁目８番11号502
債務者　塩原　由士
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６８４号
大阪市平野区加美東４丁目14番32号　エレガンス17　104号
債務者　武内　俊雄
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８８５号
大阪府東大阪市鴻池本町８番22号　コスモハイム　102号
債務者　小沢文男こと　ＺＨＡＯ　ＷＥＮＺＨＵ　趙　　文柱
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９５３号
大阪府八尾市旭ケ丘３丁目18番地の35
債務者　藤山　利江
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０６１号
大阪市淀川区十八条２丁目３番５号　辻野文化
債務者　小林さつき
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０６２号
大阪府八尾市刑部１丁目１番地の４　ヴィラフォンテーヌ101号
債務者　福本　智子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０７４号
大阪市生野区巽北３丁目６番17号、前住所大阪市生野区巽西３丁目７番15号　メゾンイングス　403
債務者　佐藤　廣志
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２２０号
大阪市阿倍野区王子町４丁目１番46号、住民票上の住所大阪市東住吉区中野３丁目１番11―703号
債務者　上田早和子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２２１号
大阪府守口市滝井元町１丁目５番２―101号
債務者　森　ゆう子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６号
岩手県一関市三関字桜町５番地45　ガーデンシティ桜町Ｊ102
債務者　鬼柳　広樹
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第５７号
岩手県一関市真柴字中田72番地３
債務者　小野利枝子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第７１４号
北九州市戸畑区天籟寺２丁目４番８号
債務者　花田　和典
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７２４号
北九州市小倉北区片野新町１丁目８番７号
債務者　山本　由美（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４５号
北海道芦別市北６条西３丁目16番地　やよい団地59―１―４号
債務者　平井　　正
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係